



Title	長崎懸下の住宅調査
Author(s)	川津, 哲郎
Citation	長崎大学学芸学部自然科学研究報告. vol.2, p.11-15; 1952
Issue Date	1952-05-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/33407
Right	

This document is downloaded at: 2019-03-25T06:14:06Z

長崎縣下の住宅調査

川 津 哲 郎

An investigation on the dwelling in Nagasaki-ken
Health Divitions, D.D.T. Liberal Arts, Nagasaki University

1 まえがき 新設講座として昨年生れた本學保健科教室では未だ實驗報告は出來得ないので、教育教材として衣食住に關係した衛生的環境の調査を行ひつゝあるが、その一部の住宅の簡単な調査資料を得たので報告しようと思ふ。無論斯かる調査^{1)~9)}は從來多數行はれて居たし、戦後に於ても逸早く大都市中心部に於て報告^{9)~10)}が現はれて居るので新しい問題ではないが、比較的戦災被害の少い長崎縣としての情況報告ともなると思ひ記載を試みた次第である。

2 調査概況 都市空襲被害率調査報告資料²⁰⁾より見れば公認戦災地區である長崎及佐世保市の被害戸数は全体の $\frac{1}{3} \sim \frac{1}{4}$ 間であつて、大都市や關東、東海、山陽地區市部被害の $\frac{1}{2} \sim \frac{1}{3}$ にも及ばない状況に思はれるので、調査地區は非戦災地、戦災地の區別をせず任意に取材して見た。

調査軒數 197 例中大体を郡市別に分けると市部 98 例、郡部 99 例である。市部は諫早市を除く四市で戦災市が市部例數の 6 割を占め、郡部は北高來郡・西彼杵郡・南高來郡で南高が郡部例數の 6 割を占めて居る。調査對象は市部の 7.2 割は勤務者の住宅を取材し、郡部は 6.5 割が農漁業者の住宅である。尙住宅様式から大体次の三種類を區別した。即ち住宅内に作業部を持たない純住宅様式のものと、住宅に作業部時には附屬家を廣く持たねばならぬ作業部付住宅とであるが、後者は職業上の性質から商工及サービス業的兼用住宅と農漁業住宅とを區別して見たのである⁹⁾。此の分類に依れば第 I 類の純住宅 88 軒、第 II 類の商工・サービス業等兼用住宅 34 軒、第 III 類の農漁業住宅 75 軒を得た。

調査目的を住宅、居住部、寢室面積とその居住又は使用密度或ひは使用状態を主點に置いて見ると以下の様な事が觀察される。

A) 郡市別に觀察すれば、(1) 居住人員は一戸當り市部 5.1 人郡部 5.3 人で市部は都市一般の數字より多い。之は幾分個人世帯の對象がない爲かも知らない。郡部は 24 年度長崎縣農家人口調査資料²³⁾に比べれば稍々少い。居住人員は配給食品を受けて居る常住者とした爲市部が稍々ふくれ郡部が減つた現象にあつたかも知れない。居住人員を標準家族構成²²⁾の基準により成人率に換算すれば市郡部共 4.5 人である。(第 1 表)

(2) 住宅延面積は無論市部 (20.9 坪) より郡部 (26.5 坪) が廣いが、之は例數中の過半を占める市部の純住宅 18.5 坪に對し郡部の農漁住宅 27 坪の差が影響して居る。然し日本學術振興會が戦前に行つた資料⁹⁾と比較すると純住宅も農漁住宅もその下級層に位する數字である。従つて當地の市部住宅が未だ當日より切詰められて居ると考へることも出来る。郡部に於ても同じであるが、之は郡部の過半の農漁業住宅中 $\frac{1}{3}$ が開拓農家を含んで居る爲の影響がある。例へば開拓農家の平均は 23 坪と云ふ狭い状態であつた。他の農家だけに就いては 30.7 坪であつたが之とても筆者及梅井氏指導による南高湯江農村調査¹⁹⁾に於ける農村住宅の中層階級に匹敵する所を見れば、戦後全國的にも耕地面積の一戸當りが小さくなりつゝあることや²³⁾耕地面積の比較

第 1 表 平均住宅居住人数及住宅、住居室、寢室の広さ

	分類別	軒数	居住人員(A)	成人換算数(a)	住宅延面積(B)	住居室使用面積(C)	寢室使用面積(D)	住居室使用数(E)
市部	I 類(純住宅)	70	4.8	4.3	18.5	9.7	6.1	3.2
	II 類(兼用住宅)	17	5.8	5.2	27.6	14.5	7.8	5.3
	III 類(農漁住宅)	11	5.9	5.3	26.4	12.5	6.6	3.6
郡部	I 類住宅	18	5.2	4.4	20.3	11.5	5.9	4.1
	II 類	17	5.2	4.4	31.2	12.3	6.3	3.9
	III 類	64	5.4	4.6	27.0	13.2	7.1	3.6
県下	I 類	88	4.9	4.3	18.9	10.1	6.3	3.7
	II 類	34	5.5	4.8	29.4	13.4	7.1	4.6
	III 類	75	5.4	4.7	26.9	13.1	7.0	3.6
県下	市部	98	5.1	4.5	20.9	10.9	6.5	3.9
	郡部	99	5.3	4.5	26.5	12.7	6.9	3.7

第 2 表 住宅、住居室、寢室使用密度

	類別	住宅 B/a 坪	住居室 C/a 坪	寢室 D/a 坪	占有住室数 E/a
市部	I 類(純住宅)	4.3	2.3	1.44	0.8
	II 類(兼用)	5.3	2.8	1.51	1.0
	III 類(農漁)	5.0	2.4	1.25	0.7
郡部	I 類住宅	4.6	2.6	1.56	0.9
	II 類	7.0	2.8	1.42	0.9
	III 類	5.9	2.9	1.53	0.8
全体	I 類住宅	4.4	2.4	1.47	0.9
	II 類	6.1	2.8	1.47	1.0
	III 類	5.7	2.8	1.49	0.8
市部	市部	4.6	2.4	1.43	0.9
	郡部	5.8	2.8	1.52	0.8

的狭い長崎としては農家住宅が全般的に狭いではないかと思はれる。

若し農家の全般的比較を考へる場合は農家の副業的養蠶等の影響が長崎縣にはない事を考へねばなるまい。住宅を成人率で割つた使用密度から見れば市部 4.6 坪は郡部 5.8 坪より矢張り狭い。(第 2 表) 然し乍ら戦後大都市に見られたバラック住宅の平均 1.2 坪⁹⁾10) に比べれば遙かに増しである。

(3) 住居室使用面積について、但し茲では押入を含まない住居室の廣さである。之は市部 10.9 坪、郡部 12.7 坪であり、居住密度 2.4 坪と 2.8 坪で住宅延面積と略々同

様の事が考へられる。一戸當りの住居室使用の部屋数は市部 3.9 坪、郡部 3.7 坪で大差はないが、その一室の平均廣さは市部 2.8 坪、郡部 3.4 坪で郡部が市部より余猶のあることが伺はれる(第 3 表)。之は未だ舊來の住宅建築様式のいわば只廣い部屋の大家族的建物が依然繼承されて居る爲と思ふ。

(4) 住居室使用面積の住宅延面積に對する割合は市部 51.8%、郡部 48.5% で居住の爲市部は半以上郡部は半以下に使用されて居るが市部は純住宅の影響の爲である。(第 3 表)

(5) 寢室について、一戸當りの寢室使用面積は市部 6.5 坪、郡部 6.9 坪で成人換算に於ける寢室密度は 1.4 坪と 1.5 坪であるから市郡部共略々同じで、無論平均値ではあるが、標準就寢²⁾

を維持して居ると見てよい。然し狭い家では一人當り2帖に満たないものもある。例へば市内農家平均の1.14坪の如き或ひは郡部の自由労働者、行商人住宅では一人當り2帖に未たない家が可なりを占める。即ち此のグループの平均は1.13坪であつた。

寢室と云ふても日本住宅は専用的に定まつたものは農家の所謂納戸式のもので、その他には余り専用される觀念や余猶が少く、寢室に使用されるものは多くは他の使用目的に使はれて居るのが常である。斯かる考へから衛生的立場に於て食寢兼用度合を調べたのが第3表である。

之に依れば市部31%、郡部27%の約3割の家庭が無頓着か又は止むを得ず食事室に寢室を利用して居り更に其の他の用途にも使用されて居るのである。此の内市部の9%郡部の19%位は居住の室として1室かそれに近い状態即ち住室密度が各々1.19坪とか1.15坪と云ふ全くその一室を全ての用に充すと云ふ困窮住ひもある。之等の食寢分離の出来難い家庭では一度が家族一員に病人が発生した場合部屋が不潔になり易く、病氣によつては甚だ危険である。戦後大都市住宅

の食寢分離不可避の資料¹⁷⁾に比較すれば市部の純住宅は食寢分離不可避は割合少いものであつて、却つて郡部に多い事に一驚する(第4表)。此の點例へ戶外で食事することの多い農家でも一室が廣い住宅は使用上可能ならば區切をするか食事室を別に附すか、衛生的思想の普及を必要とすると思ふ。尙市部の寢室密度は大都市の住宅より余猶があり、前述の居室数の少い住宅以外は夫婦寢室に成人率1の子供の同寢も避けられるものと思ふ。此の余猶の現はれは一時住宅公團の採用したH型住宅²¹⁾に收容された人々が現今住宅が建設され始めてそれに既に移り幾分部屋に余猶を見せて來た原因ではなからうか。

B) 住宅の種類から分けて見た場合、例數に差があるので大体の状況について述べて見る。(1)常住の平均住人はI類(純住宅)の4.9人、II類(職業兼用住宅)の5.5人、III類(農漁業住宅)の5.4人、成人

第3表

一室當り面積及住室寢室占有率、寢食兼用率

	I類 純住宅	II類 兼用住宅	III類 農漁住宅	市部	郡部
居住部一室當りの広さ(坪)	2.7	2.9	3.6	2.8	3.4
C/B×100(%) 住居部利用率	53.5	45.7	48.6	51.8	48.5
D/C×100(%) 寢室利用率	62.2	52.8	53.5	59.6	54.1
食寢室兼用率(%)	29.5	26.4	29.3	30.6	27.3

註 Bは住宅延面積、Cは居住部使用面積、
Dは寢室使用面積

の食寢分離不可避の資料¹⁷⁾に比較すれば市部の純住宅は食寢分離不可避は割合少いものであつて、却つて郡部に多い事に一驚する(第4表)。此の點例へ戶外で食事することの多い農家でも一室が廣い住宅は使用上可能ならば區切をするか食事室を別に附すか、衛生的思想の普及を必要とすると思ふ。尙市部の寢室密度は大都市の住宅より余猶があり、前述の居室数の少い住宅以外は夫婦寢室に成人率1の子供の同寢も避けられるものと思ふ。此の余猶の現はれは一時住宅公團の採用したH型住宅²¹⁾に收容された人々が現今住宅が建設され始めてそれに既に移り幾分部屋に余猶を見せて來た原因ではなからうか。

第4表

居住室1室又は居住密度1.25未満の住宅状況

郡市別	類別	各類中の率(%)	居住密度(坪)	同1室の広さ(坪)	1室當り居住人数(人)
市部	I類純住宅	10.0	1.23	2.36	1.9
	II類兼用	0	—	—	—
	III類農漁	18.2	1.10	3.67	3.3
郡部	I類純住宅	33.3	1.12	2.81	2.7
	II類兼用	23.5	0.97	2.57	2.8
	III類農漁	14.1	1.25	3.82	3.2
I類純住宅		14.8	1.17	2.58	2.3
II類兼用住宅		11.8	0.97	2.57	2.8
III類農漁住宅		14.6	1.17	3.24	3.2
市部		9.2	1.16	3.01	2.6
郡部		19.2	1.11	3.07	2.9

率換算の場合 I 類 4.3 人、II 類 4.8 人、III 類 4.7 人で純住宅が他より人員構成は少ない。(2) 住宅延面積は I、II、III 類各々 18.9 坪、29.4 坪、26.9 坪で、II 類 > III 類 > I 類の順位は従来の報告と同じであるが各類共従来報告の下級層に属する廣さを示して居ることは孰れも住宅面積に昔日程の余猶の無さを示して居るのであらう。(3) 居住部使用面積は各類夫々 10 坪、13 坪、13 坪で I 類(純住宅)、は他より使用面積は少ない。戦前の住室面積の資料數字とは廣いが居住部使用面積と比べればその下級層が稍々良いかにか類するものであらう。(4) 居住部使用面積の住宅延面積に対する割合では I・II・III 類夫々 53.5%、45.7%、48.6%であつて之に押入の面積を含めば尙此の率は増す。居住の爲の利用度は I 類 > III 類 > II 類で兼用住宅はどうしても居住の部屋を商賣・生業の爲に食ひ込まれ勝ちであることがわかる。I 類の 53.5% は純住宅としては狭い數字である(押入を含めたとしても狭い數字である)が、小住宅になる程此の率は小さいから小住宅の例が多い爲であると思はれる。III 類中には一般に利用度の率の低い漁業が 2 割含まれて居るので加減をして見れば戦前の一般よりそれ程悪くはないと思ふ。(5) 寢室使用面積は各々 6.3 坪、7.1 坪、7.0 坪で純住宅は他より狭いが家族人員構成が少いので一人当りの寢室密度は夫々 1.47 坪、1.47 坪、1.49 坪となり孰れも略々同じ廣さを占めて居る。此の内前述した市部の農家と郡部の行商自由業は最も低く孰れも 1.1 坪強で、之に次いで郡部の漁家の 1.3 坪強が續く。その他では家族占有域から見た成人一人 2.8 帖の最低基準にどうやら達して居る様である。

食寢兼用状態は夫々 30%、26%、29%で II 類の兼用住宅のみ稍々少いが I・III 類住宅では 3 割に近い家が衛生的居住に恵まれない。寢室の居住部使用面積に對して占める割合を見れば I・II・III 類夫々 62.2%、52.8%、53.5%であつて純住宅に於て一番寢室面積の利用度が高い。従つて食寢兼用率も多く現はれるのであらう。II・III 類も居住部の半分以上は寢室に使つて居る。III 類が食寢兼用が多い割に I 類程寢室使用に居住部を使つて居ない數字であるが、III 類では居住部則寢室に近い家が I 類と變りがない所を見れば狭い家と廣い家との差が I 類より大なる爲の表はれであらう。

前述の如く居住部使用密度を 1.25 坪と一應し之以下の住宅と、居住に一室しかない住宅とは(即ち食寢不分離と思はれる住宅は)I 類純住宅に於て市郡部共數軒あり、I 類中の 15% を占める程あつた。II 類兼用住宅では郡部のみであつたが II 類中の 12% を占め、III 類農漁住宅では約 5% で此の内の 8 割は郡部が占めて居る。従つて食寢兼用住宅の半分は各類共一應現在の状態では分離不可能と思はれる。(第 4 表)

3. **むすび** 特別零細な住宅を對象としたのではないが住宅延面積が戦前全國調査の下級層に近い數字であつたことは現在長崎縣は廣い住宅が少ないことを暗示する。戦後の資料を参考にすれば住宅被害は少く、居住の爲に使用する面積は比較的余猶を示して來て居る。住宅面積に比し居住部使用面積とか寢室使用面積は住宅面積の狭い割に後者に行き次第良好になつて居る。之は建築様式上斯の如き状態が表はれたのかも知れないが健康保持上喜ばしいことである。食寢兼用状態は大都市程多くないと思ふ。且現在食寢兼用數の半分は教育的普及でも改善出来る問題と思ふ。

参 考 文 献

- 1) 内 務 省 : 農漁業者住宅調査報告
- 2) 農 林 省 : 全国農家一齊調査報告(社会政策時報 No. 247)
- 3) 日本學術振興會 : 東北地方農山漁村住宅調査報告(昭 16)
- 4) 同 : 住居家屋調査第 27 小委員会報告(昭 18)

- 5) 小倉 強 : 建築学雑誌 昭18、9
- 6) 藤原九十郎 外二 : 国民衛生 Vol. 5, No. 1; 昭 3
- 7) 西山 卯三 : 建築学研究 昭 10
- 8) 同 : 建築学論文集 昭17、4 月
- 9) 庄 司、相 澤 : 日本衛生学雑誌 Vol. No. 1; 昭 21、8 月
- 10) 同 : 医 学 Vol. No. 3; 〃 〃
- 11) 同 : 衛生工業協会誌 Vol. 23, No. 9-10; 昭 21、10 月
- 12) 相 澤 龍 : 公衆衛生学雑誌 Vol. 5, No. 1; 昭 23、11 月
- 13) 佐 藤、駒 田 : 建 築 雑 誌 昭 21
- 14) 同 : 民主主義科学 昭 21、3 月
- 15) 佐 藤 鑑 : 医学と民生 No. 10 昭 22、10 月
- 16) 三 浦 健 : 公衆衛生学雑誌 Vol. 6, No. 2; 昭 24、8 月
- 17) 相 澤 龍 : 同 Vol. 7, No. 2; 昭 25、2 月
- 18) 庄 司 光 : 同 Vol. 8, No. 1; 昭 26、7 月
- 19) 湯江村振興対策委員会、長崎縣農政課 : 南高湯江村の実態とその建設計画 II 昭 26、3 月
- 20) 戦災復興局調査 : 地区別空襲被害調査報告
- 21) 建設省大臣官房弘報課編 : 住宅基準 (昭 23)
- 22) 建築學會住宅委員会 : 建築雑誌 昭 16、1 月
- 23) 長崎縣農政課 : 長崎県農業の概況 No. 1 昭 24、11 月